

交 発 第 1 8 2 6 号
昭 和 3 0 年 6 月 2 3 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項目コード	J 0 7 0 4
保存期間	長 期
廃業年月日	
担当係	規制総務係

三 重 県 警 察 本 部 長

アーケードの設置基準制定について（例規通達）

改正 昭 5 3（務）第 5 号

道路において、工事、作業をし、もしくは道路に工作物等を設け、または道路において公安委員会の定める行為をしようとする場合には、道路交通法第 7 7 条第 1 項の規定によって、警察署長の許可を受けなければならないこととなっているが、公共用歩廊およびこれに類する公益上必要な建築物（以下「アーケード」という。）の設置については、単にこれが設置のための工事、作業についての許可が行なわれているのみである。したがって、アーケードそのものの設置の取扱いについては、道路法（第 3 2 条）および建築基準法（第 6 条、第 4 4 条、第 9 3 条）の規定によって従来も強い制限が行なわれている（公共用歩廊に類するものについては、仮設建築物として臨時的に期間を定めて認めているにすぎない。）のであるが、実際上は各地において公益上必要とは認め難いアーケード類似の建築物が設置されており、すでにこれらは、その撤去が困難であるばかりでなく、さらに多くの設置の希望または申請がある実情である。しかしながらこれら道路上の建築物等は、防火または衛生上に弊害があるばかりでなく、道路の交通の安全と円滑をも害する虞れがあるので、今回中央においては、関係機関の協議により「アーケードの設置基準」を定め、これが取扱いについて別添写の通り連名通達があったが、これは、この基準に適合するものであれば許可をしてもさしつかえないとするものではなく、むしろ従来のようなアーケード類似のものはこれが設置を認めないとする趣旨のものであり、純然たる公共用歩廊であるかまたは公益上の必要があって真にやむを得ないと認められるものについて許可を与える場合の最低基準を定めたものである。したがって、従来設置されているものは、仮設建築物として期間を限って認めているものについては、その期間満了とともに撤去させ、公共用歩廊として設置を認めているものについては漸次この基準に適合するよう整備させることとなり、また新たに設置されるものについては、この基準制定の趣旨にそい、関係機関の連絡協議会の合議によって許否の方針が決められることとなるが、警察としては前記趣旨から、これが取り扱いについては特に留意し、交通の危険防止その他の交通の安全を図られたく通達する。

なお、さる4月6日県庁において具体的な事項について関係機関と協議の結果次のように取扱い方針を定めたから了知せられたい。

記

1 連絡協議会の設置

- (1) 名称 三重県アーケード対策協議会
- (2) 機構 道路課、地方課、建築課、交通企画課、交通規制課、交通指導課の各課長、消防機関代表、市町代表
- (3) 開催の方法 協議に付する事項が発生したとき随時開催する。

2 設置基準の付加または変更 現基準のとおりとする。

- 3 申請書の処理方法 従来 of 道路占用許可申請と同様の取扱いとする。ただし、建築基準法による確認通知書の写を添付させること。

4 既設アーケードの措置

(1) 占用期間更新時の改築

ア 既設のアーケードで設置の場所以外の基準に適合しないものは占用期間中に基準に合致させるように通告し、更新時において改築させる。

イ 設置場所の基準に適合しないものは、更新を認めず期間満了と同時に撤去させる。

(2) 仮設アーケードの占用期間満了時の撤去

よしず張り等の仮設的なものは防火上の見地から期間更新を認めないこと。

5 基準に定める防火、準防火地域

(1) 準防火地区の決定された市

津、松阪、桑名、各市の一部

(2) 準防火地区に近く指定される見込みの市

四日市、伊勢、各市の一部

⑤

(国消発第72号 国家消防本部長 建設省発住第5号 建設事務次官 警察庁発備第2号 警察庁次長)

アーケードの取扱いについて

標記に関し、別紙のとおりアーケードの設置基準を定めたから、下記の事項にご留意のうえ事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

おって、貴管下各当該機関に対しても、この旨ご指導、ご連絡願いたい。

記

- 1 アーケードの設置は、防火、交通および衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。したがってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- 2 この基準は、建築基準法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第1項第4号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第5条に基づく措置を命じないこと。
- 3 この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- 4 この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（基準第1項第5号および第2項第1号(ホ)）はアーケードの申請があった際に定めてもさしつかえないができ得れば第5項の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- 5 アーケードの設置許可等に関する連絡および調整を行なうため、道路管理者、建築主事、警察署長および消防長または消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 6 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があったときに開催すれば足りるが、その設置が予想されるような都市においては、あらかじめ開催し、第4項の事務打ち合わせ等を行なっておくことが望ましいこと。
- 7 各機関はそれぞれ自己の所管部分に関して責任を有するとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行なうものとする。
- 8 アーケードのうち、がんぎについては公益上の必要性により特に基準を緩和しているので、冬季、人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- 9 アーケードが設置されたときは、市町村長は消防法第8条の規定により「防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行なうべき建築物または工作物」としてアーケードを指定すること。

10 アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難および防災活動を著しく阻害するおそれがあるのでこのようなことのないよう厳重に取り締ること。

11 アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行なうときは当然許可を要するものであるが、その外消防長または消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行なうこと。

12 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を掲示すること。

13 仮設のアーケードで期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

14 次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて（昭和26年11月13日住発第551号各都道府県知事宛住宅局長通知）

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いに関する件（昭和26年12月3日道発第196号各都道府県知事宛道路局長通知）

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて（昭和26年11月21日国消管発第213号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知）

アーケードの設置基準

目次

- 1 通則
 - (1) 定義
 - (2) 公共性
 - (3) 交通
 - (4) 美観
 - (5) 制限の附加
 - (6) 変更または緩和
- 2 道路の一侧または両側に設けるアーケード
 - (1) 設置場所および周囲の状況
 - イ 車馬の通行禁止道路
 - ロ 国道または主要道路
 - ハ 通行の障害
 - ニ 都市計画上の支障
 - ホ 消防危険区域
 - ヘ 防火地域および準防火地域
 - ト 側面建築物の構造
 - (2) 構造
 - イ 車道への突出禁止
 - ロ 道路中心の保有空間
 - ハ 高さの限度
 - ニ 材料
 - ホ 階数
 - ヘ 壁の禁止
 - ト 天井の構造
 - チ 木造側面建築物による支持
 - リ 主要な部分の強度
 - ヌ 柱の径
 - ル 側面建築物の避難障害
 - ヲ 電氣的絶縁
 - (3) 屋根
 - イ 幅の限度
 - ロ 車道への突出禁止
 - ハ 切断または断層部

- ニ 垂れ壁
- ホ 消火足場
- ヘ 開放部分

(4) 柱の位置

- イ 道路の有効幅員
- ロ 消防施設等との関係
- ハ 側面建築物の避難障害

(5) 添加物等

- イ 装飾物等
- ロ 電気工作物

3 道路の全面または大部分をおおうアーケード

- イ 道路幅員
- ロ 背面道路
- ハ 側面道路
- ニ 側面建築物の構造
- ホ 側面建築物の避難施設等
- ヘ 火災通報設備
- ト 高さの限度
- チ 排煙施設
- リ 登はん設備等
- ヌ 消火足場
- ル 交さ部分

4 屋根が定着していないアーケードの特例

5 仮設日よけの特例

- イ 設置期間
- ロ 設置場所
- ハ 屋根の材料
- ニ 構造
- ホ 屋根の構造

6 がんぎの特例

1 通則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけまたは雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎまたは所業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。

- (3) アーケードは、信号機もしくは道路標識の効果を妨げ、または道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生および美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上または衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除くほか、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性によりこの基準に定める制度の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、またはこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上もしくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうものとする。

2 道路の一侧または両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所および周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
 - イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分または車馬の通行を禁止している道路であること。
 - ロ 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中に同じ。）が11メートル未満の1級国道もしくは2級国道または道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な都道府県もしくは市道でないこと。
 - ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
 - ニ 都市計画広場または都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
 - ホ 引火性、発火性もしくは爆発性物件または大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
 - ヘ 防火地域内または準防火地域内であること。
 - ト アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁および軒裏が、耐火構造または防火構造であること。
 - チ 街路樹の生育を妨げない場所であること。
- (2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。
 - イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内にまたは車道部分に突き出して設けないこと。
 - ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内にまたはその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上および消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
 - ハ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一

一般的に低く二階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱ならびに主要な梁および桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラスを、それぞれ用いないこと。

ホ 階数は1であること。

ヘ 壁を有しないこと。

ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

チ 木造の側面建築物に支持させないこと。

リ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

ロ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するようにつとめること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。

ロ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。

ハ 屋根にはアーケードの延長50メートル以下ごとに、けた行0.9メートル以上を開放した切断部または高さ0.5メートル以上を開放したけた行1.8メートル以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。

ニ 屋根の下面にはアーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし前号但書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合はこの限りでない。

ホ 屋根面上は、おおむね6メートルごとに火災の際その上部で行なう消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をするとともに要すればすべり止めおよび手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）

ヘ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分および越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下って居その水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし歩車道の区別のある道路

であって歩道幅員 3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員 3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。

ロ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用および道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置ならびに道路の隅切部分に設けないこと。

ハ 側面建築物の非常口の直前および両端から 1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添加物等は、次の各号によらなければならないものとする。

イ 恒久的な広告物等の塗装もしくは添加または恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについてはこの限りでない。

ロ 電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2メートル以内または消防用登はん設備から 1メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

3 道路の全面または大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、または道路中心線から 2メートル以内に突き出して設けるアーケードは前項各号（第 1号ロ、ト、第 2号イ、ロ、ハおよび第 3号イを除く。）によるのほか、次の各号によらなければならないものとする。

イ 道路の幅員が 4メートル以上かつ 8メートル以下であること。

ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向 2.5メートル以内に幅員 4メートル以上の道路もしくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が 50メートル以内でその間に消防活動および避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ハ 側面建築物の延長おおむね 50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

ニ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁および軒裏は耐火構造または防火構造であり、かつそれらの部分にある開口部には防火口が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

ホ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第 114条および第 5章第 1節ならびに火災予防条例の規定に適合していること。ただし、防火上避難上支障がない場合は、この限りでない。

ヘ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置およびアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知機が設けられていること。

ト 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から 6メートル以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上および通行上支障がないときは、当該軒高お

よび地盤からの高さ4.5メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

チ 屋根面は、断層部または消火足場と交さる部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

リ アーケードを設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに屋根面上に登はんでくる消防進入用の設備およびこれに接して消防隊用の消火栓ならびにこれに接続する立管およびサイアミーズコネクションを設けること。ただし、街区または水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ヌ 前号の設備および各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。

ル その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、または高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。

4 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料または防災処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第2項中第2号ニ、第3号ロ、ハ、ニ、ホおよび第3項中イ、チ、リ、または適用しない。

5 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第2項中第1号イ、ハ、ホ、第2号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第3号イ、ロ、ハ、第4号全部および第3項中ト、ルの規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

イ 設置期間は6月から9月までの4か月以内であること。

ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長および幅員ならびに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量でかつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

ニ 構造は、容易に破壊消防を行ないうるような簡単なものであること。

ホ 延長12メートル以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

6 がんぎの特例

がんぎについては、第2項中第1号イ、ロ、ハ、第2号イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第3号イ、ロ、ニ、第4号全部および第5号全部のみを適用する。ただし、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部または全部を適用しないことができる。